

平成十四年法律第四十一号

独立行政法人国立印刷局法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 業務等（第七条—第十七条）

第三章 駕籠（第十八条—第二十二条）

第四章 罰則（第二十三条）

第五章 附則
第一 章 総則
（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立印刷局の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立印刷局とする。

（印刷局の目的）
第三条 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）は、銀行券（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。第十一条第三項第一号を除き、以下同じ。）の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うことを目的とする。

2 印刷局は、前項に規定するもののほか、官刊の原稿の作成、白書、調査統計資料その他の官刊物の編集、印刷、刊行及び普及並びに国の公的基礎情報データベース（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律五百一一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第十九条第一項に規定する国との公的基礎情報データベースをいう。第十一条第一項第五号において同じ。）を構成するデータ（情報通信技術活用法第四条第二項第五号に規定する通則法第二十三条第一項の規定の適用について同じ。）の加工、記録、保存及び提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。

（印刷局の目的）
第三条 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）は、銀行券（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。第十一条第三項第一号を除き、以下同じ。）の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うことを目的とする。

（行政執行法人） 第四条 印刷局は、通則法第一条第四項に規定する行政執行法人とする。	（事務所） 第五条 印刷局は、主たる事務所を東京都に置く。
（資本金） 第六条 印刷局の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。	2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、印刷局に追加して出資することができる。
（役員） 第七条 印刷局に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。	3 印刷局は、前項の規定による政府の出資がつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
（役員） 第八条 理事は、理事長の定めるところにより、印刷局に、役員として、理事四人以内を置くことができる。	2 印刷局に、役員として、理事四人以内を置くことができる。
（理事の職務及び権限等） 第九条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び監事二人を置く。	2 印刷局に、役員として、理事四人以内を置くことができる。
（理事の任期等） 第十条 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員の任期は、二年とする。	3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。
（役員の欠格条項の特例） 第十九条 通則法第二十二条の三第一項の個別法で定める期間は、二年とする。	2 理事の任期は、二年とする。

（銀行券の製造） 第十二条 印刷局は、前条第一項第一号の業務に付属する業務を行なうことを目的とする。	二 銀行券に対する国民の信頼を維持するため必要な情報の提供を行うこと。
（業務の範囲） 第十三条 印刷局は、第二条の目的を達成するため、次の業務を行う。	三 官報の原稿の作成並びに官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）に規定する電磁的官報記録を記載した書面及び書面官報の印刷を行うこと。
（業務） 第十四条 印刷局は、第十二条第一項第一号及び第十三条第一項第一号及び第八号の業務（同号の業務にあっては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第二十条第一項において同じ。）の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	
（偽造防止技術に係る秘密の管理） 第十五条 印刷局は、毎事業年度、通則法第四十条第一項本文又は第二項の規定による整理（以下この項において「積立金」という。）を行つた後、同条第一項の規定による積立金（以下この条において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。	四 白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方）、紙の方）、官報記録（電子的方式、磁気的方式その他の方）、官報の印刷を行うこと。
（積立金の処分） 第十六条 印刷局は、前条第一項の規定による積立金（以下この条において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。	五 国の行政機関等（情報通信技術活用法第三条第三号に掲げる国、行政機関等をいう。）の委託を受けて、国、公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うこと。
（積立金の処分） 第十七条 印刷局は、前条第一項の規定による積立金（以下この条において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。	六 情報通信技術活用法第二十条第一項の規定による協力をを行うこと。

（通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認） 第十八条 印刷局は、銀行券の偽造を防止するための製造の方法に関する技術（次条において「偽造防止技術」という。）に係る事項その他の業務にあっては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第二十条第一項において同じ。）の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	二 銀行券に対する国民の信頼を維持するため必要な情報の提供を行うこと。
（偽造防止技術に係る秘密の管理） 第十九条 印刷局は、毎事業年度、通則法第四十条第一項本文又は第二項の規定による整理（以下この項において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。	三 官報の原稿の作成並びに官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）に規定する電磁的官報記録を記載した書面及び書面官報の印刷を行うこと。
（積立金の処分） 第二十条 印刷局は、前条第一項の規定による積立金（以下この項において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。	四 白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方）、紙の方）、官報記録（電子的方式、磁気的方式その他の方）、官報の印刷を行うこと。
（積立金の処分） 第二十一条 印刷局は、前条第一項の規定による積立金（以下この項において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。	五 国の行政機関等（情報通信技術活用法第三条第三号に掲げる国、行政機関等をいう。）の委託を受けて、国、公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うこと。
（積立金の処分） 第二十二条 印刷局は、前条第一項の規定による積立金（以下この項において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。	六 情報通信技術活用法第二十条第一項の規定による協力をを行うこと。

2 印刷局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、対象事業年度の次の事業年度に係る通則法第三十五条の第十条第一項の認可を受けた事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の事業年度における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び独立行政法人国立印刷局債券）

第十六条 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人国立印刷局債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による債券の債権者は、印刷局の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 第二項及び第三項並びに第七百九十三条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第十七条 印刷局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

（日本銀行からの意見の聴取）

第十八条 財務大臣は、通則法第三十五条の第九第一項の規定により年度目標を定めるに当たつては、第十二条第一項第一号の業務に関する事項について、あらかじめ、日本銀行の意見を聞くものとする。

（年度目標に関する内閣総理大臣との協議）

第十九条 財務大臣は、第十二条第一項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

2 印刷局に対し、第十二条第一項第一号、第二号及び第八号の業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（緊急の必要がある場合の財務大臣等の命令等）

第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるとときは、印刷局に対し、第十二条第一項第一号、第二号及び第八号の業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（緊急の必要がある場合の財務大臣等の命令等）

第二十一条 財務大臣は、銀行政令による規制による業務以外の業務を行つたとき。

二 第十二条第一項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

三 第十二条第一項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、印刷局の成立の日ににおいて、印刷局の相当の職員となるものとする。

第三条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者のうち、印刷局の成立の日において引き続き印刷局の職員となつたものであつて、印刷局の成立の日の前日において財務大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、印刷局の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特別給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特別給付等の支給に關しては、印刷局の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特別給付等の支給は、同法第八条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、印刷局の成立の日の前日（翌月から始まる）の規定にかかるわらず、印刷局の事務に係るもので政令で定めるものとする。

（権利義務の承継等）

第四条 印刷局の成立の際現に國が有する権利及び義務のうち、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十二条第一項に規定する財務省印刷局の事務に係るもので政令で定めるもの

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなければならないとき。

二 第十二条第一項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

三 第十二条第一項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

（附則）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、印刷局の成立の日ににおいて、印刷局の相当の職員となるものとする。

第三条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者のうち、印刷局の成立の日において引き続き印刷局の職員となつたものであつて、印刷局の成立の日の前日において財務大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、印刷局の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特別給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特別給付等の支給に關しては、印刷局の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特別給付等の支給は、同法第八条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、印刷局の成立の日の前日（翌月から始まる）の規定にかかるわらず、印刷局の事務に係るもので政令で定めるものとする。

（権利義務の承継等）

第四条 印刷局の成立の際現に國が有する権利及び義務のうち、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十二条第一項に規定する財務省印刷局の事務に係るもので政令で定めるもの

2 前項の規定により印刷局が國の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産（政令で定める物品を除く。）の価額の合計額から承継される義務に係る負債の価額及び印刷局がその成立の日において有することとなる財務省令で定める引当金の額に相当する金額の合計額を控除した額に相当する金額は、政府から印刷局に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産の価額は、印刷局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

（印刷局特別会計法等の廃止）

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 印刷局特別会計法（昭和二十二年法律第三十号）

（印刷局特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第六条 印刷局特別会計の平成十四年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。ただし、前条の規定による廃止前の印刷局特別会計法第十二条及び印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例に關する法律（昭和二十四年法律第六十号）

2 この法律の施行の際印刷局特別会計に属する権利及び義務（附則第四条第一項の規定により印刷局に承継されるものを除く。）は、この法律の施行の時において、一般会計に帰属するものとする。

3 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、平成十四年度の一般会計の歳入とする。

（恩給負担金の取扱い）

第七条 この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で從前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとした場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものについては、印刷局が印刷局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに關する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

